

所管部課	市民環境部 市民課		部長	木村 西	
件名	東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例			
	部課機関	総務部デジタル政策課 市民環境部課税課			
1. 要 旨					
<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正を規定したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部が施行されたことに伴い、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第1条及び第2条において、多機能端末機による証明書の発行にあたって電子証明書を記録した個人番号カードを使用するとしている規定を、電子証明書を記録した個人番号カード又は電子証明書を記録した移動端末設備を利用する規定に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年12月20日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和3年5月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第37号）が公布された。</p> <p>令和5年4月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第166号）が公布され、施行日が令和5年5月11日と定められた。</p> <p>令和5年12月1日 地方公共団体情報システム機構より、スマートフォンを利用したコンビニ交付を令和5年12月20日から順次開始する旨通知があった。</p> <p>文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマートにおいて、令和5年12月20日から都内店舗での利用が可能となり、令和6年1月22日から全国店舗で利用が可能となる予定である。 その他の事業者については、順次利用が可能となる予定である。 対応機種についてはデジタル庁のホームページに掲載されている。 					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに規則の改正手続を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。